

帯広市太陽光発電システム導入資金貸付申請書

令和 ××年 ××月 ××日

帯広市長 米沢 則寿 様

〒080-8670

申請者住所 帯広市西5条南7丁目1番地

氏名 環境太郎

電話番号 0155-65-4135

生年月日 昭和 47年 6月 5日

環境

以後、完了報告書等に同一印が必要となります。

を申請します。
について同意します。

【2024.4より変更】

- ①氏名を署名した場合は、押印を省略することができます!
記名の場合は、押印し以後すべての書類に同一の印が必要となります。
②個人情報の取得に同意した場合、税情報確認承諾書等の提出は不要になりました!!

申請者は、帯広市太陽光発電システム導入資金貸付条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者ではないことを誓約します。
申請者がこれらの者に該当することが判明した場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部が取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。また、上記の誓約内容を確認するため、帯広市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

記

建替：現在と同じ場所に新しく新築する場合
野立て：土地に直接設置する場合

1 貸付対象設備を設置する住宅

Table with 2 columns: 設置建物の所在地, 設置建物の形態, 設置建物の所有区分. Includes options for new construction, replacement, existing, and wild construction.

2 設置工事予定期間

Table with 2 columns: 開始予定日, 完了予定日. Includes fields for year, month, and day.

3 設備の状態・過去の貸付金受給等 (該当するものに○を付けてください)

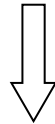
Table with 2 columns: 購入する設備の状態, 過去の貸付金受給の有無, 個人情報の取得. Includes options for used/not used, past loan status, and consent for personal information.

※氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

4 貸付金対象経費・貸付金申請額

(1) 対象経費の算出

①太陽電池モジュール			9	4	2	4	0	0	円	モジュール 20枚
②パワーコンディショナ			1	6	3	9	0	0	円	
③架台			3	3	6	0	0	0	円	
④その他付属機器			2	7	6	1	0	0	円	
⑤設置工事に係る費用			2	8	0	0	0	0	円	配線器具購入・設置工事・電気工事含む
小計		1	9	9	8	4	0	0	円	① + ② + ③ + ④ + ⑤
消費税			1	9	9	8	4	0	円	
貸付対象経費 (A)		2	1	9	8	2	4	0	円	小計 + 消費税



貸付対象経費を転記

(2) 貸付申請額の算出

貸付対象経費 (A)			2	1	9	8	2	4	0	円	(1) 対象経費の算出の「合計」を転記
資金計画	①帯広市補助金	-	-	-	5	0	0	0	0	円	上限5万円
	②その他補助金								0	円	
	③金融機関等の貸付金								0	円	
	④その他								0	円	
	⑤自己資金			4	4	8	2	4	0	円	
	小計 (B)			4	9	8	2	4	0	円	① + ② + ③ + ④ + ⑤
貸付金申請額 (C)	-	1	7	0	0	0	0	0	円	(A-B) 万単位かつ上限170万円	

※ (B) + (C) = (A) となること。

5 貸付希望金融機関

とから青空	銀行 信用金庫 信用組合 農協・労金	本店 支店 (※帯広市内に限る)
-------	-----------------------------	------------------------

6 返済期間

返済期間 (最大10年)	8年
--------------	----

7 申請代行の有無（「1 代行あり」に○をつけた場合は代行業者欄も記入）

<input checked="" type="radio"/> 1 代行あり <input type="radio"/> 2 代行なし （該当するものに○を付ける）	
代行業者	法人名： 十勝おびひろ電材株式会社
	所在地：〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
	電話：0155-24-4111
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">           会社の代表者ではなく代行申請の担当者を記入         </div>
	代行者：十勝 大輔
	チェック： <input checked="" type="checkbox"/> 貸付規則、手続方法等について理解したうえで代行手続きを引き受けます。
	<input checked="" type="checkbox"/> 貸付規則、手続方法等について申請者へ説明し了解を得ました。
	<input checked="" type="checkbox"/> 帯広市へ提出する書類は、その写しを申請者に控えとして1部提出します。
<input checked="" type="checkbox"/> 着工の際は、申請者と連絡をとりあい事前着工にならないよう努めます。	
<input checked="" type="checkbox"/> 別紙「太陽光発電システムの設置を検討されている皆様へ」を確認しました。 都市計画法、建築基準法等の各種関係法令を遵守して設置します。	

必ず全てを確認後にチェックしてください

8 添付書類

確認欄		添付書類
1	○	工事請負契約書・売買契約書等の写し
2	○	位置図
3	○	市税を滞納していないことを証する書類又は税情報確認承諾書 （「3 設備の状態・過去の貸付金受給等」欄で個人情報の取得に同意する場合は不要）
4	—	設置承諾書（設置する建物が申請者の所有でない場合）
5	○	設備形状仕様を説明するカタログ、パンフレット等

補助金と同時申請の場合、重複する添付書類の提出は必要ありません。

【申請にあたっての注意点】

- ・規則第4条「対象住宅」について
  1. 併用住宅の場合、居住部分が2分の1以上であることが要件となります。（居住部分の割合が確認できる平面図等の書類を申請時に添付して下さい。）
  2. 同一敷地内にあり生活を営む上で一体として使用されている附属家屋等に設置し、申請者自らが居住する住宅において発生エネルギーを利用するものについては対象とします。ただし、生計を一にしない世帯の者が所有する家屋・施設等への設置は対象となりません。
  3. 同一敷地内であっても、営業用に電力会社と電灯契約を行っている系統へ連系する場合は対象となりません。
  4. 設備設置の際に、建築物の敷地及び建築物等に都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の違反となるものは対象となりません。
- ・別紙「太陽光発電システムの設置を検討されている皆様へ」の掲載事項を含め、関係法令を遵守して設置する旨を代行業者や設置業者に申請前に確認してください。